

越 監 公 表 第 1 2 号

地方自治法第199条第14項の規定により、越谷市長から令和3年（2021年）5月11日付け越監第36号の公の施設の指定管理者監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年7月27日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 小 林 豊代子

越谷市監査委員 細 川 威

監査の結果に係る措置について

都市整備部市街地整備課

[指定管理者名：株式会社越谷ツインシティ]

【指摘事項】

<指定管理者事務>

(1) 契約事務において、再委託承諾書で禁止されている再々委託による業務が行われているものがあつた。

越谷市越谷駅東口駐車場の管理に関する業務は、事前に市の承諾を受けることにより、業務の一部を再委託することができるが、特定の業務において、市が交付した再委託承諾書で禁止している再々委託による業務が行われていたものである。

【措置等の内容】

越谷市越谷駅東口駐車場の管理に関する業務においては、毎年度指定管理者から再委託の承諾に係る申請書の提出を受け、再々委託を禁止することを規定したうえで業務の一部を再委託する承諾をしています。

今回の監査で指摘のありました昇降装置及び自動ドアの保守点検等に係る業務については、昇降装置及び自動ドアの管理における部分的な業務であることから、禁止している再々委託には当たらないと認識し、承諾書を交付していました。

今回の指摘を受け、再委託を行う業務及び再委託先に係る協議を指定管理者と行い、令和3年度の昇降装置及び自動ドアの点検保守業務については、再委託先の範囲と対象業務区分を見直して実施することとしました。

今後についても、越谷市越谷駅東口駐車場の指定管理者と適宜連携を図りつつ、越谷市越谷駅東口駐車場の管理に関する基本協定及び再委託承諾の規定を順守することにより、適切な管理運営が行われるよう努めていきます。